

# 肥銀自動送金サービス規定

2020年4月1日 現在

## 1. 振込の取扱

- ①自動送金の取扱にあたっては、あらかじめ指定を受けた表面記載内容にもとづき振込日の営業開始時に振込金額、振込手数料を指定預金口座から引落しのうえ、受取人口座へ振込いたします。
- ②前記の指定預金口座からの引落しについては当座勘定規定、普通預金規定、総合口座取引規定にかかわらず小切手の振り出しまたは預金通帳・払戻請求書の提出は受けず、当行所定の方法により処理いたします。  
なお、預金の引落とし通知または振込金受付書等の発行は省略させていただきます。
- ③振込のつど貴行から領収書の発行および振替済の通知書は省略されてさしつかえありません。

## 2. 取扱期間

取扱開始日および取扱終了日は、あらかじめ指定いただきます。

この契約は、取扱期間の満了をもって終了し、以降自動的に解約されたものとして処理いたします。

## 3. 振込日

振込日が銀行休業日の場合は、前営業日または翌営業日のいずれかあらかじめ指定された日を振込日として処理いたします。

なお、指定振込月に該当する振込日がない場合は、その月の末日をもって振込日といたします。

## 4. 振込金額

振込金額は原則として毎月一定金額といたします。

ただし、特定月について異なった日または金額を指定することができます。この場合、指定月日ならびに金額は毎年一定といたします。

## 5. 諸手数料

- ①振込手数料は、取扱のつど指定預金口座から引落とし処理いたします。この場合、前記第1条の②と同様に処理させていただきます。
- ②自動送金サービスの諸手数料は、金融情勢の変化等により変更することがあります。この場合、変更後の諸手数料は新料金をいただきます。

(振込手数料)

先方銀行	振替・振込銀行	
	3万円以上	3万円未満
当店あて	110円	110円
当行本支店あて	330円	
当行以外あて	660円	440円

#### 6. 振込不能時の取扱

- ①指定預金口座の残高が振込日の営業開始前において、振込額と諸手数料の合計額に満たない場合は、特に通知をせずに、その月の振込は取り止めにします。
- ②振込を行った結果、受取人の口座がない等の理由により受取人の口座に入金できない場合は、その月の振込は取り止めたものとして指定預金口座へ振込額を返戻いたします。この場合は、諸手数料については返戻いたしません。また、組戻手続きが必要な場合には、当行所定の組戻手数料を別途申し受けます。

#### 7. 振込の取り止め・変更等

振込を取り止める場合または振込指定項目を変更する場合は、ただちに取扱店にお届けのうえ所定の手続きをおとりください。お届出前の振込については当行はその責任を負いません。

#### 8. 障害時の免責

やむを得ない事由により通信機器、回線の障害等によって振込が遅延することがありましても、当行はその責任を負いません。

#### 9. 解約

- ①この契約は、取扱期間の満了をもって自動的に終了いたします。
- ②指定預金口座が解約された場合は、この契約は自動的に解約されたものとして処理いたします。
- ③当行が必要と認めた場合には、この契約は解約されたものとして取扱われても異議ありません。
- ④前記①～③にもとづき当行で解約処理を行った場合、解約通知は省略させていただきます。

#### 10. 責任負担

この取扱についてかりに紛議が生じましても、当行の責任によるものを除き、当行はその責任を負いません。

## 11. 規定の変更

- ①この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規定に基づき変更するものとします。
- ②前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法で公表することにより、周知します。
- ③前二項による変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。

以 上